

令和7年分所得税等確定申告(資産税担当職員在庁日)

税務署名	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月21日(土)	2月22日(日)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	2月28日(土)	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)	3月8日(日)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	3月14日(土)	3月15日(日)	3月16日(月)
宮崎	●	●	●	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●

注1 「●」の表示がある日については、「資産税担当職員」が在庁しております。

注2 「資産税担当職員」は、譲渡所得及び山林所得に係る所得税等並びに贈与税に係る申告相談を担当しております。

《確定申告会場での相談を希望される方へ》

確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しております。

また、確定申告会場に来場してのご相談を希望される際は、LINEによる「オンライン事前予約」をお願いいたします。

※確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- e-Taxに必要なもの

- ### ①マイナンバーカード読取対応のスマホ

- ②マイナンバーカード(次のパスワードも必要です)



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）



《自宅等からのスマホ申告(e-Tax)について》

確定申告期の税務署は大変混雑します。

スマホとマイナンバーカードがあれば、「いつでも、どこでも、初めてでも」国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、所得税や贈与税の申告書等の作成・送信が可能です。

書かない! 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



「E」マーク



スマホで
確定申告

✔ **メリット たくさん!**



自宅から
確定申告



24時間
利用可能



受信後約10分
10分以内で完了



保証金
返却不可



早期送付
(確定申告書・領収書)



15分以内で完了
(確定申告書・領収書)

※一部機能はスマートフォンアプリでもご利用いただけます

✔ **確定申告書等作成コーナー**
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✔ **マイナンバー連携**で
給付、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です

スマホでも
できちゃっ!

作コーナー



マイナンバー連携
準備済みの場合





税務局 受付 法人番号 7900012950002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- マイナンバーカード^{※1}
- マイナンバーカードが読めないスマホも（又はにカードリーダー）
- マイナンバーカードのパスワード2つ

- 利用登録用電子証明書の（パスワード）
（紙質付4枚）
- 署名用電子証明書のパスワード
（紙質付6～16文字）



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限に注意ください

有効期間を過ぎた場合、e-Tax手続きの利用ができません。特に、決定告知書は、更新通知（市区町村）の通知が予定されましたので、お早めに更新手続きをお願いします。

- ※ 追加利用や更新手続きの際は、マイナンバーカードの提示が必要となります。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で保証時を手短かに！

- マイナンバーカードをスマホで読み取なくても、申告書が「tax」で送信できます！
- 申告書の利用用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！

（税務・セキュリティ要員による）

※1～※3は、マイナンバーカードとスマートフォンのマイナンバーカード連携機能が正常に実行された場合です。



スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、申告書を送信する画面が表示されます。

有効期限切れのマイナンバーカードは、iPhone®でも読み取れません。

スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、申告書を送信する画面が表示されます。



申告に困ったときは

- 動画で見る確定申告
- チャットボットでたば
- 専門のコールセンターへお問い合わせください
- メールのお問い合わせ先へお問い合わせください






※1～※3は、マイナンバーカードとスマートフォンのマイナンバーカード連携機能が正常に実行された場合です。
①～④は、マイナンバーカードが有効期限内であること、かつ、本人確認が完了していること、マイナンバーカードの読み取りエラーがないことを前提としています。

R7R



不動産 を売却した場合の確定申告は

スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産を売却した方へ

不動産の売却で譲渡所得（利益）がある場合、確定申告が必要です

確定申告特集Ⅲ

確定申告とは、**確定申告書**を提出することによって、**確定申告書作成コーナー**で確定申告書の作成が完了します

不動産を売却した方へ

不動産を売却した方

売却の権利を他人に譲り与えることで譲渡により利益が生じた場合、譲渡所得金額（利益）が10万円以上ある場合は、確定申告が必要となります。

譲渡所得（＝取得価額－譲渡費用）× 譲渡所得金額（利益）

売った不動産の種類や数量

確定申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください

- ✓ パンフレット
- ✓ 確定申告書作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- ✓ 確定申告書等の様式 など



こちらからアクセス

※ 確定申告書作成コーナーは、確定申告期間中にのみ利用可能

申告が必要な方は、スマホ から

確定申告書作成コーナー

アクセス



確定申告書の作成がスマホで簡単にできます



確定申告書作成コーナー



- ✓ 質問形式で入力内容や案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

確定申告書の作成が簡単！スマホで入力内容や案内を確認しながら入力可能

① 確定申告書作成コーナーへアクセス

② 入力内容を確認しながら入力

③ 確定申告書の作成が完了

④ 確定申告書の提出

確定申告書の作成が簡単！スマホで入力内容や案内を確認しながら入力可能

① 確定申告書作成コーナーへアクセス

② 入力内容を確認しながら入力

③ 確定申告書の作成が完了

④ 確定申告書の提出



確定申告に役立つ情報

贈与税

申告書の作成・送信は



スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

贈与税の申告をされる方へ

贈与税申告特集

お金の流れがわかる！贈与税の申告のしくみ

贈与税の申告をされる方へ

個人対財産をもらったときは、贈与税の申告対象となります。

知れる贈与の方法としては、「現金贈与」と「現金以外の財産（株、債権等）の譲渡」による一定の要件に該当する場合は「現金や現金換価した財産」とみなすことになります。

詳しくは、以下のコンテンツページをご覧ください。

お金の流れがわかる！

(お金の流れがわかる！)

贈与税の申告に関する情報は、**確定申告書特設ページ**をご覧ください。

- ✓ パンフレット
- ✓ 確定申告書等作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- ✓ 贈与税の申告書等の様式

など



こちらからアクセス

※ 確定申告書作成コーナーは10月1日に閉鎖予定

贈与税の申告ができません

スマホで贈与税の申告ができます



画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるで
計額誤りがない申告可能

次の内容で申告される方は
特におすすめです

簡単

- ✓ 昔年所得
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続税非課税期間や税金控除額が異なる場合はパソコン画面が参考となります

[贈与税に関するお問い合わせ](#)